

2026(令和8)年度 事業計画

社会福祉法人 江戸川菜の花の会

江戸川菜の花の会 法人ミッション

「私たちは、障がいのある人たちが地域の中で、安心して自分らしく暮らしているよう、利用者一人ひとりのおもいに寄り添い、支援していきます。」

1. ミッションを理解し、運営及び支援に生かすための基本的事項

- (1) 社会福祉法人の事業は、社会からの委託。社会への責任。
- (2) 障害のある一人ひとりの人権尊重、権利擁護が責務。
- (3) 利用者が自信を持ち、自分を大事だと思う気持ちを高める。
- (4) 利用者が「できること」「わかること」を増やし、自ら考え行動する「自由度」を高める。
- (5) 利用者の言動には全て理由あり。その理由を理解し支援に生かす。
- (6) 利用者と職員は「対等」「平等」「利用者様」ではなく「利用者」。
- (7) 呼名は「さん」「指示する」ではなく「相談する」「伝える」等の関係。
- (8) 利用者の「自己決定」は「支援付き自己決定」「相談付き自己決定」であることの理解。
- (9) 事業所は「地域」のひとつ。地域での多様な活動が必要。

2. 法人の支援方針

各事業所が支援計画を作成し、支援をすすめるにあたって以下の点を大事にする。

- (1) 利用者及び家族のおもいをきめ細かく把握し支援に生かす。
- (2) そのために、利用者の過去から現在までの様子を具体的に理解する。
- (3) 利用者の障害、障害特性を正確に理解し支援計画を作成し実践する。
- (4) 支援計画の作成にあたっては、現在可能な事項を重視し、達成可能な目標を加え実践を進め、適宜見直す。
- (5) 日々の支援においては、利用者の活動をきめ細かく把握し、努力を評価する。
- (6) 利用者の頑張りや職員の支援両方の確認により「共感関係」を深める。
- (7) 中心の活動とともに、多様な活動に取り組み、生活の幅を広げる。
- (8) 利用者の「安全」を大事にしつつ、利用者の自由な活動を大事にする。

- (9) 日常及び季節の行事等を通して近隣の人々との協力、信頼関係を深める。
- (10) 支援に関する職員の合意形成はミッションの具体化を目標に、率直かつ相互尊重の姿勢で行う。

3. 法人支援目標

法人は「利用者個々の思い」があることを考え、それを目標に実現することを目指し支援します。

◆利用者のやりがい

- (1) 「自分の居場所がある。自分の役割がある。」
- (2) 「自分のやれることがある。力を発揮できることがある。」
- (3) 「頑張ったら褒められる。自信になる。」
- (4) 「友達、仲間と一緒に頑張ることがうれしい。」
- (5) 「工賃、ボーナスがもらえる。」
- (6) 「自分の感じていること、おもっていることをいろんな形で表現できる。」
- (7) 「家族や仲間と一緒に地域の中で安心して生活できる。」

4. 事業運営方針と重点目標

(1) 運営方針

- ① 江戸川菜の花の会の理念を運営に生かすとともに、第二次中・長期計画を柱にした運営を行う。
- ② 法人傘下事業所に対して、利用者の権利擁護に努め、利用者ニーズや家庭のニーズ、地域ニーズに基づいた、柔軟で質の高いサービスの提供、信頼関係に基づいた支援を行うことを求める。
- ③ 長期的に安定した法人運営を心がけ、効率的かつ社会福祉状況に応じた運営を行う。
- ④ 都、区、関係機関・団体、区内関係障害者団体、保護者会、及び当法人関係事業所等と連携し、利用者が、地域の中で安心・安全な生活が出来るような法人運営を行う。利用者支援の充実

(2) 重点目標

① 新規事業及び既存事業内容の見直し検討

7月建物の竣工後移転となる「あるめりあ1」「あるめりあ4」の共同生活援助の増員と新規事業短期入所2名枠の運用及び「すみれ福祉作業所」の運営等について現在検討準備が進められているが、今後は同時に既存

の事業所が抱えている課題についても検討を行い、新規事業の開設に向けた準備と合せ課題解決に向け取り組んでいく。新規事業建設委員会ではこれまで新規事業のを中心として検討していたが、新たな課題にも対応できるよう関係する事業所にも参加してもらい、協議を行っていく。

② 職員が元気で仕事を頑張れるように

職務・業務の効率化を図り時間の余裕を生み出す努力を行う。生み出された時間を有効活用できるよう検討していく。年度末から進めてきた勤怠管理システムの導入によって、職員の勤務状況の把握が本部でもリアルタイムで可能となった。事業所、本部で共同し適正な労務管理を目指し改善を進めて行く。

現在、事業所の状況を理解するために、毎月事業所からは活動報告書を本部へ提出してもらう取組みをしている。今年度からは職員理事を交えた役員会を定期開催する。本部機能の強化を目指し、職員理事の役割分担を決め事業所の課題解決に向けた取組みを行う。事業所の状況に応じた支援体制を築き改善策も講じていく。まだ試行期間ではあるが、今期よりキャリアパス制度が導入される。今後は職員が自分のやるべき目標を理解し、その成果がキャリアアップに繋がることにより「やりがい」を感じられるよう推進していく。

③ 災害対策具体化の推進

災害対策として、事業継続計画(BCP)の作成、避難訓練の実施、食料品の備蓄や防災用品の確保等行ってきたが、大規模な水害によって被害が発生した時の準備や具体策が出来ていない状況である。法人が運営する共同生活援助を利用する人達の中には家庭へ帰宅することが困難な人たちもいる。災害時の避難先は確保されていない。災害が発生する前に避難先を確保しておく必要がある。災害後の日中活動事業所の事業再開に向けた動きでは、本部機能が働いていることが不可欠である。共同生活援助及び本部の大災害時の移転先の確保と準備を進めて行く。

5. 事業運営

(1) 運営事業所一覧

	事業所名	住 所	定員	役職者等
1	菜の花作業所 (就労継続B型)	江戸川区中葛西 2-8-2	30	所 長 山之内礼子 主 任 松林 繁 サビ管 伊藤 純
2	江戸川かもめ第一事業所(就労継続B型)	江戸川区中葛西 2-8-1	40	所 長 柿崎 典子 (サビ管) 主 任 大須賀 薫 (サ見習い)
3	江戸川かもめ第二事業所(就労継続B型)	江戸川区中葛西 2-8-21	40	所 長 天野 学 サビ管 坪井 加奈 店 長 岩崎 健太
	分室 ヒヴァヒヴァ (就労継続B型)	江戸川区中葛西 2-7-2 1 階	10	
4	江戸川かもめ第三事業所(就労継続B型)	江戸川区西葛西 7-28-18	20	所 長 松澤恒太朗 主 任 窪園 恭子
5	るーぷ (就労継続B型)	江戸川区春江町 4-18-15	30	所 長 稲田竜一郎 サビ管 鈴木 歩未
6	すみれ福祉作業所 (就労継続B型)	江戸川区上一色 3-27-3	20	所 長 峯垣外真澄 主 任 樋熊亜希子 (サビ管)
7	さざんくろす篠崎 (就労継続B型)	江戸川区上篠崎 2-4-21	20	所 長 平山 琴絵 (サビ管)
8	(指定管理) 江戸川区立福祉作業所 (就労継続B型)	江戸川区西小岩 3-25-15	75	所 長 根本 和茂 副所長 村山 弘明 (サビ管) 事務長 海部 雅和 主 任 森内 恵子 主 任 木村光太郎 主 任 柏谷 由香 (サビ管)
	分室 ベリイソイズ (就労継続B型)	江戸川区北小岩 2-14-17	20	
9	とらいあんぐる (生活介護)	江戸川区中葛西 1-39-12	20	所 長 小林 大助 主 任 東江 忠典 サビ管 林 尚美
10	とらいあんぐるⅡ型 (地活Ⅱ型)	江戸川区中葛西 1-39-12	30	所 長 加藤 貴之
11	あるめりあ1. 4 (共同生活援助)	江戸川区東小松川 3-34-14 2 階・4 階 江戸川区中葛西 2-5-6 (R8.9 移転予定)	8 10 2(短)	所 長 柏谷 信博 サビ管 井出 光 フロアリーダー 須藤、木村
	あるめりあ2. 3 (共同生活援助)	江戸川区中葛西 1-38-18	14	
12	「まある」相談支援事業所 (特定相談支援・児童相談支援)	江戸川区中葛西 1-38-18 1 階	-	所 長 佐藤 明美 主 任 倉永 零依 サビ管 山口絵理奈
13	菜の花介護センター (居宅介護・移動支援)	江戸川区中葛西 1-38-18 1 階	-	所長 加藤 貴之 サビ提 浮川 禎弥

14	法人本部事務局	江戸川区中葛西 2-7-2 2 階	-	事務局長 茂木 秀光 事務局長 白石 賢二
----	---------	----------------------	---	--------------------------

(2) 職員構成(2026 年 4 月 1 日現在)

	正規職員	非正規職員	嘱託	合 計
男性(名)	30	15	0	45
女性(名)	49	34	0	83
合計(名)	79	49	0	128

6. 運営体制

(1) 役員 (任期 2025. 6. 25～2027 年定時評議員会迄)

	役 職	氏 名	備 考
1	理事長	山口 勇	元特別支援学校長
2	副理事長	茂木 秀光	常務理事兼務 本部事務局長
3	理事	佐藤 明美	「まある」相談支援事業所所長
4	理事	上田 庸司	特例子会社 リベラル(株)取締役事業部長
5	理事	齊木 博	前医ケア児コーディネーター
6	理事	岩崎 健太	菜の花商店店長
7	理事	峯垣外 真澄	すみれ福祉作業所所長
8	監事	大沼 幸夫	(社福)つばき土の会 前施設長
9	監事	松本 浩一	松本浩一税理士事務所所長

(2) 評議員 (任期 2025. 6. 25～2029 年定時評議員会迄)

	役職	氏名	備 考
1	評議員	中島 敏夫	(社福) いすず会一之江あゆみの園前施設長
2	評議員	星谷 徹	宇喜田・三角町会副会長
3	評議員	大西 純子	(一財)市川市福祉公社理事長
4	評議員	高津 民雄	船堀中央町会会長・保護司
5	評議員	國澤 あや子	前葛西第二地区民生・児童委員
6	評議員	小原 誠太郎	北区立若葉福祉園所長 東京都手をつなぐ育成会理事
7	評議員	今井 郁子	江戸川区かもめ第一事業所利用者保護者
8	評議員	野村 麻奈美	NPO 法人自立支援センターむく 事務局長

(3) 評議員選任・解任委員会(任期 2025. 6. 29～2029 年定時評議員会迄)

区分	氏名	備考
外部委員	彦田 松男	元江戸川区社会福祉協議会職員
監 事	大沼 幸夫	(社福)つばき土の会 前施設長
事務局員	白石 賢二	本部事務長

(4) 人材育成

① キャリアパス(人事考課制度)

職員の支援力の成長と、職務・業務等の質の向上を目指し、
招来に向けたキャリア形成を行っていく。(今年度は試行期間)
・半期ごとに、行動能力基準書に沿って自己点検(業績評価)を行う。
・年間評価(行動能力に対する人事考課)の実施により、昇給、昇格
を行う。※令和10年度より反映

② 研修

研修部会により、階層別に応じた研修並びに法人職員全体を対象として研修を実施。サービス管理責任者、主任、所長は別途研修を実施

【法人主催研修予定】

研修名	日程	場所
新任職員研修	本部役員による計画 サビ管による計画	法人 3F 会議室 自所以外の事業所体験
法定義務研修	研修部により計画	研修材料を視聴後、自所にて実施
その他研修	研修、虐待、サビ管による計画	法人 3 F 会議室(WEB)
全体研修	研修部により計画	タワーホール船堀(web)

(備考)

・法人はサポートカレッジと契約を行い、法人事業所は何時何処でもサポカレ研修受講することが可能(事業所の利用率は向上している)

(6) 職員のサポート体制

① 職員の悩みごと相談窓口 本部事務局長 茂木 秀光

② メンタルヘルス相談医(法人協力医)

医療機関名	増村メンタルクリニック
医師名	増村 年章
所在地	江戸川区西葛西 6-17-5 関寅ビル 3-6F
電話番号	03-5659-0733
診察科目	精神科、診療内科、神経内科、内科

③ ストレスチェック制度

働きやすい職場環境の構築と、職員が自分のメンタルの状況を客観的に気付く手段として、年一回ストレスチェックを行う。「東京メンタルカウンセリングセンター」との契約により実施

(7) 労務管理

労務管理を社会保険労務士に委託し実施。管理者の労務管理能力を高めるための定期的な研修を所長会開催時に実施する。

① ワーク・ライフ・バランスの推進

超過勤務時間の削減に努力する。業務内容の見直しと、取り組み方の改善を推進する。仕事以外にも関われる時間を増やし、職員の人間性を高めることや、長期間にわたり働ける環境を目指していく。

② セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び

その他のハラスメントの防止

ア. セクシャルハラスメントの防止

法人セクシャルハラスメント相談員	女性	理 事	佐藤 明美
	男性	副理事長	茂木 秀光

イ. パワーハラスメントの防止

法人パワーハラスメント相談員	副理事長	茂木 秀光
	理 事	齊木 博

① 効率的な業務遂行

今年度も前年度に続き、基本 NO 残業を推奨する(法人全体では超過勤務の軽減化が進んでいる)。勤務時間を適切に管理するため、4月から本格始動する勤怠管理システムを活用し本部、事業所が共に労務環境を把握することが可能になる。時間外勤務や有給休暇申請などを含めた

手続きなど管理を徹底する。そのことで、業務の適性を把握し、業務改善に取り組む。

(8) 労務管理依頼先

柴田経営労務管理事務所 柴田久志社会保険労務士

TEL 03-3864-7255

(9) 経理管理依頼先

・福祉会計サービスセンター TEL 03-3254-3033

(10) 法務関係(協力依頼先)

東京都手をつなぐ育成会(地域法人協議会)顧問弁護士の活用

未来市民法律事務所 中村裕二弁護士

TEL 042-724-5321

(11) 権利擁護、苦情解決体制

① 法人虐待防止委員会 7月、2月開催(必要に応じては随時開催)

	氏 名	役職名
1	山口 勇	法人理事長(委員長)
2	茂木 秀光	法人副理事長(本部事務局長)
3	佐藤 明美	理事(まある相談支援事業所所長)
4		法人虐待防止部部長
5	大沼 幸夫	第三者委員(法人監事、(社福)つばき土の会前もぐらの家施設長)
6	大西 純子	第三者委員(法人評議員、市川市福祉公社理事長、社会福祉士)
7	岡部 知子	第三者委員(おかべ社会福祉士事務所長)

② 法人苦情解決体制

役 割	氏 名	備 考
苦情解決責任者	山口 勇	理事長
苦情受付担当者	茂木 秀光	本部事務局長
第三者委員	大沼 幸夫	(社福)つばき土の会前もぐらの家施設長
第三者委員	大西 純子	(一社)市川市福祉公社理事長

第三者委員	岡部 知子	社会福祉士(おかべ社会福祉士事務所長)
-------	-------	---------------------

③ 法人障害者差別解消法対応

役割	氏名
対応責任者	理事長 山口 勇
対応受付担当者	本部事務局長 茂木 秀光

(8) 会 議

会議名	開催頻度	場所
所長会議	毎月	法人 3F 会議室
サビ管会議	9 月 2 月を除く毎月	法人 3F 会議室
主任会	9 月 ※ 2 月は面談形式	法人 3F 会議室
研修部会	適宜	法人 3F 会議室(web)
虐待防止部会	適宜	法人 3F 会議室(web)
広報部会	適宜	法人 3F 会議室(web)
防災部会	※現在未実施	

(9) 法人主催行事

行事名	月日	場所
20 歳を祝う会 永年勤続表彰	令和 8 年 1 月	タワーホール船堀
事業所発表会	令和 8 年 2 月	タワーホール船堀

※事業所発表会開催時期については検討(11 月頃が候補)

7. 医 務

(1) 健康管理

衛生推進者	本部事務長	白石 賢二
-------	-------	-------

衛生推進者は、下記の業務を推進し、働きやすい環境を構築するとともに、感染症予防等に努める。傘下事業所に対しても下記事項を計画的に実施することを指導し確認を行う。同じく事業所にも衛生推進者を配置する。

ア. 労働者の危険又は、健康障害を防止するための措置に関すること。

イ. 労働者の安全又は、衛生のための教育の実施に関すること。

ウ. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
※診断の結果、医師からの指導がある職員については、管理者が指定された医療機関で労働の是非についての判断を仰ぐ。同時に事業所は法人に報告を行い、情報の共有を行う。

エ. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

① 健康診断

職員の定期健康診断を年1回受診(入所等の特定事業所は年2回)する。
また年齢に応じて、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診等を行う。

ア. 胸部X線 イ. 心電図 ウ. 身長測定 エ. 体重測定 オ. 視力検査
カ. 聴覚検査 キ. 検尿 ク. 血液検査 ケ. 血圧 等

② インフルエンザ予防接種

補助として、1,000円を支給する。(接種した人のみ。年1回)

(3) 感染症対策の強化

感染症等については、日々から注意喚起を怠らないことを心掛けるとともに、感染症及び食中毒等に対する予防及び罹患者発生時に備えた感染対策マニュアル及び「事業継続計画(感染症 BCP)」の確認と見直しを随時行う。

① 感染症対策委員会(事業所)

各事業所には感染対策委員会を設置し、事業所内での感染症(食中毒を含む)の発生や発生時の感染拡大を防止するため、感染対策の計画立案やマニュアルの作成・整備、職員への研修など、感染症予防のための活動を行う。また、施設内で感染症が発生した場合は、作成したルールに基づいて適切に対応し、施設内の感染症の終息を目指す。また委員会で決定した感染対策の実施状況の確認を行い、実効性あるものとする。委員会の内容についても職員に周知し、対策の徹底を図る。インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症予防として、感染症マニュアルに沿った予防策を講じる。併せて、事業所、職員に対して、感染防止の取り組みを周知する。感染者が出た場合には、法人と事業所が連携し、感染拡大防止に努めるとともに、感染症マニュアルに則った感染者対応を行う。

8. 危機管理

(1) 事故防止・対応

- ① 「緊急時対応マニュアル」により対処する。常時重大な事故を防ぐためにヒヤリ・ハット報告により、事故原因の解消につなげる。定期的な見直しを継続的に行う。

各事業所で発生した事故等は、速やかに法人本部に報告を行うと同時に、東京都、江戸川区に必要な応じ行う。報告義務の必要がない場合であっても内容によっては適宜江戸川区への相談を行うことを原則とする。法人本部は、情報の集約と対応を事業所とともに検討し解決に向けた動きをする。

- ② 万一重大な事故、自然災害等が起きた場合には、法人は事業所と連携を図り、減災の視点で、被害を最小限にとどめるための対応を行う。

(2) 情報漏えい対策

職員の入職時に、「誓約書兼機密および個人情報の守秘に関する同意書」を提出を求める。更に新任職員には服務規律についての研修を行い周知していく。法人事務局は情報漏洩が起きないように、事務職員への指導を徹底すると同時に、専門業者により電子機器システムのセキュリティ対策を強化する。

- ① 特定個人情報(マイナンバー関連書類・データ等)の管理

特定個人情報は、法人「特定個人情報取扱規程」に則り、決められた目的以外には使用せず、取扱責任者、取扱担当者以外は取り扱わない。

職 名	氏 名
管理責任者(法人)	本部事務局長 茂木 秀光
取扱責任者	本部事務長 白石 賢二
取扱担当者	本部主任事務 山本 里子

(3) 大規模地震・災害対応

何時どこで起こるか分からない地震や台風等の災害に対し、日頃から準備をや怠らないことや、心構えを持つことにより減災に努める。義務化されたBCPについての理解を深め、都度計画の見直しを行っていく。

《具体的対応》

大規模災害が発生した際には、法人「危機管理対応マニュアル」に則った運営を行う。併せて「事業継続計画(BCP)」に則り、発災後、一刻も早

く事業再開が出来るよう態勢を作る。

- ① 大規模地震が利用者在所時に起こることを想定した、利用者・職員数に見合った備蓄品を確保するとともに、地域の要支援者も利用することを想定した対策を考える。また備蓄品の定期的な入れ替えを行う。
- ② 活動時間外に震度 5 強以上で、地域に甚大な被害が生じるような災害が生じた場合には、非常時参集職員が登所し、利用者やご家族の安否確認を行えるような体制を作っていく。
- ③ 減災の視点で、書庫や冷蔵庫等の転倒防止や事業所内の物品の置き場所の検証、避難場所の確保等を行う。
- ④ 発災時は、地域町会、消防団等とも連携し、利用者の支援とともに、地域住民への支援を行う。
- ⑤ 大規模水害の発生が予測される場合、江戸川区は 3 日前に区外への避難退避命令が出されるシステムとなっている。共同生活援助の利用者の中には、家族による支援が困難な人もいることから、避難が困難な利用者を対象とした緊急時の避難場所を確保する。このような水害が発生すると、本部も機能しなくなることから、共同生活援助の避難先と同じように本部も安全な場所を確保し、災害後の復旧に向けた各事業所との連携が取れるよう準備を進めて行く。
- ⑥ 共同生活援助事業所の職員だけでは、対応が困難なことから法人全体での職員のバックアップ体制や、関係機関との協力体制等の検討を進める。福祉作業所の福祉避難所開設についても同様の検討が必要である。

9. 令和 8 年度評議員会・理事会開催予定日

(1) 評議員会

第 1 回定時評議員会	6 月 2 5 日 (水)
第 2 回評議委員会	令和 9 年 3 月 2 4 日 (水)

(2) 理事会

第 1 回	6 月 9 日 (火)
第 2 回	1 1 月 2 5 日 (水)
第 3 回	令和 9 年 2 月 2 4 日 (水)

第 4 回	令和 9 年 3 月 2 4 日（水）
-------	---------------------